

定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備にかかる事業者の公募について

1. (介護予防) 地域密着型サービスについて

- 地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、平成 18 年 4 月に創設されました。
- 原則として、施設が所在する市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもっています。

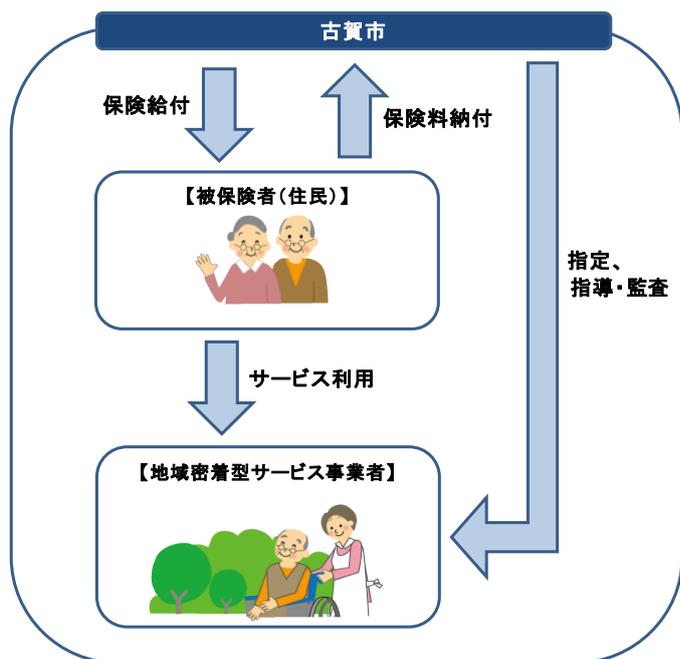
《地域密着型サービスの種類とサービス内容》

サービス種類	サービス内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護
②夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護
③(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
④(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス・短期宿泊および居宅への訪問介護
⑤看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護＋必要に応じ訪問看護
⑥(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入居
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用特定施設への入居
⑧介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入居

《古賀市内の地域密着型サービス事業所》

サービス種類	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所の所在地	指定年月日	更新年月日	有効期限満了日
小規模多機能型居宅介護	有限会社 プラス 代表取締役 加野豊子	余香庵	今の庄 1-2-12	H20. 12. 8	H26. 12. 8	H32. 12. 7
認知症対応型共同生活介護	有限会社 ステップ 代表取締役 山下増男	りびんぐ紀水庵	小山田 497-1	H18. 4. 1	H27. 4. 1	H33. 3. 31
認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人 豊資会 理事長 加野豊子	グループホーム 花梨	花見南 2-14-15	H18. 4. 1	H27. 4. 1	H33. 3. 31
認知症対応型共同生活介護	有限会社 わたしのお家 代表取締役 簗原弘美	グループホーム わたしのお家	天神 3-3-13	H18. 4. 1	H23. 2. 1	H29. 1. 31
認知症対応型共同生活介護	医療法人 聖恵会 理事長 安松聖高	グループホーム 安居	鹿部 485-1	H18. 4. 1	H23. 2. 1	H29. 1. 31
認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人 豊資会 理事長 加野豊子	グループホーム どんぐり	青柳町 803	H18. 4. 1	H24. 2. 1	H30. 1. 31
介護老人福祉施設入居者生活介護	社会福祉法人 清浄会 理事長 田中潤	清滝の郷	薦野 1413-6	H23. 4. 1		H29. 3. 31

《地域密着型サービスのイメージ図》



2. 第6期介護保険事業計画期間中の施設等整備方針について

- 計画策定のために実施した「高齢者福祉に関する基礎調査」では70.2%の人が「介護が必要になっても自宅で生活したい」と回答し、「介護保険に関するアンケート」では在宅生活をする要介護認定者の80.6%が「今後も自宅で生活したい」と回答しており、在宅生活を支えるサービスの充実は重要です。介護が必要になっても安心して在宅生活ができるように、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」を整備します。
- 自宅での生活が困難になった場合でも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活するために「地域密着型介護老人福祉施設」を整備します。

《第6期介護保険事業計画期間中の整備数》

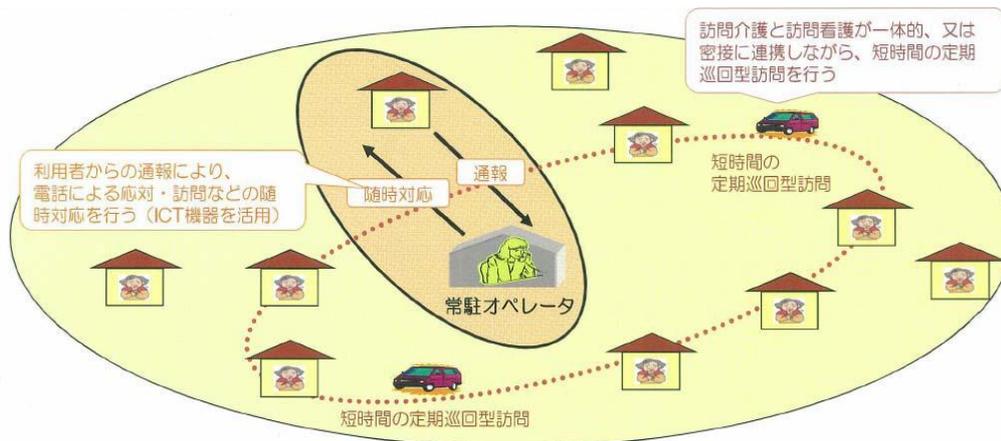
施設の種別	現在の床数等	第6期の整備床数等			第6期整備後の床数等
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所
介護老人福祉施設入居者生活介護	29床	0床	0床	29床	58床

3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

《提供するサービス》

- 定期巡回サービス（訪問介護員等が、定期的に利用者宅を巡回しサービス提供）
- 随時対応サービス（利用者・家族等から通報を受け、オペレーターが対応するサービス）
- 随時訪問サービス（オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問しサービス提供）
- 訪問看護サービス（看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供）

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ図》



《必要となる人員・設備等》

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士、	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ・常勤、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） ・夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等	実務者研修修了者、 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	
看護職員	うち1名以上は、常勤の保健師又は看護師とする	保健師 看護師、准看護師 作業療法士、理学療法士、 言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> ・2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） ・常時オンコール体制を確保
オペレーター		看護師、介護福祉士等のうち、 常勤の者1以上 + 3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
上記の従業者のうち、1以上を計画作成責任者とする。		看護師、介護福祉士等のうち、 常勤の者1以上	
管理者			<ul style="list-style-type: none"> ・常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

4. (介護予防) 地域密着型サービスの指定手続きについて

- 指定地域密着型サービス事業者の指定は申請に基づき、市町村長がサービスの種類と事業所ごとに行います。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の見込量の確保および質の向上のために特に必要があるときは、市町村が定める期間中は公募を通じた選考による事業所の指定を行うことができます。
- 市町村長は、①被保険者等の関係者の意見を反映させるために必要な措置（介護保険運営協議会の開催等）を講じ、②事業の適正な運営を確保するための必要な条件を付すことができます。
- 指定は6年ごとの更新制となっています。

5. 公募指定について

- 公募を通じた選考による事業所の指定については、対象となるサービスや期間、区域を市町村が設定します。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定については、見込量の確保および質の向上のために市町村指定期間中は、市町村指定区域に所在する市町村指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業所の指定は、公募により行うこととします。

《公募指定に関する事項》

事項	内容
①公募するサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
②市町村長指定期間	平成27年4月20日から平成30年3月31日まで ※市町村長指定期間中は、申請による指定は行わない
③市町村長指定区域	古賀以内全域
④公募指定の有効期間	指定日から起算して6年

6. 公募指定のスケジュール

市町村指定期間の設定及び公募の実施

- 市町村指定期間を平成27年4月20日～平成30年3月31日に設定
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募の実施
 - ①公募説明会（平成27年4月24日）
 - ②申込意向確認書類提出（平成27年5月29日締切予定）
 - ③応募書類の提出期限（平成27年7月17日締切予定）
 - ④古賀市介護支援課による書類審査・ヒアリング、介護保険運営協議会への諮問（平成27年8月予定）

事業者の決定

- 指定候補事業者の選定を受け、最終的に指定候補事業者の市長決定

事業開設の準備

- 指定候補事業者は、事業開設に必要な準備

指定申請

- 指定申請書により人員面・設備面・運営面を精査し、指定の要件を満たしていれば、地域密着型サービス事業者として指定。

事業所開設

7. 選定基準項目と審査の着眼点

I 設置主体の評価	
選定基準項目	審査の着眼点
1 法人の適格性 法人が、介護保険法第78条の2第4号各号に該当しないなど、応募要件に掲げる不適格要件に該当しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第78条の2第4号各号に該当しないか。 ・所得税等の滞納がないか。 ・暴力団でないか。代表者がその構成員でないか、または、それらの利益となる活動を行うものでないか。
2 事業実績 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護と類似した事業等の実績があるか。
3 関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に行政機関からどのような指導や指摘があったか。 ・指導があった場合、改善報告が出されているか。
4 法人の経営状況 経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な赤字等の問題がないか。

II 事業計画の基礎評価	
選定基準項目	審査の着眼点
1 事業所運営の基本的考え方 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を理解し、利用者本意のサービスを継続して提供できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況や特性を勘案した、具体的な事業運営方針や基本理念であるか。 ・一体型、連携型の運営方針が明確であるか。 ・長期間、安定した運営が継続できる計画であるか。
2 管理者の経験及び適性 管理者又は管理者の予定者は、当該介護保険事業者指定基準に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健の分野における知識、経験のある者か。 ・医療との連携、調整について、十分な能力のある者か。
3 オペレーターの資格及び員数 随時対応における判断能力、調整能力等、十分な知識及び経験を有すること。また、提供時間帯を通じた配置が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格を有する者であるか。 ・迅速、的確に対応できる十分な知識、経験のある者か。 ・医療ニーズに対応できる十分な知識、経験のある者か。
4 訪問介護員等の資格及び員数 定期巡回及び随時訪問の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 また、交通事情や訪問頻度を勘案し、適切にサービス提供できる員数を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な人材が確保されているか。 ・訪問介護員等の経験を有するものか。 ・迅速に訪問するための勤務体制、移動手段等が確保されているか。
5 看護師等の資格及び員数 訪問看護の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。必要な人数、勤務時間が確保されていること。 連携型事業所の場合は、事業者間の契約に基づき、十分な連携体制が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師等の経験を有する者か。 ・主治医との連携、調整について、十分な能力のある者か。 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が配置されるか。
6 事業に必要な機器等の確保状況 利用者情報等を蓄積する機器が備えられていること。 オペレーターとの適切な通信手段が備えられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーションセンターが設置されているか、又はオペレーターが機器を携帯できる体制が整備されているか。 ・機器にはオペレーターが利用者状況を確認するための十分な機能が備わっているか。 ・利用者が使い易く、効果的な通信手段となっているか。
7 事業所の確保状況 事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれること。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な物件が確保されているか。 ・事業を運営するにあたり、十分なスペースがあるか。
8 事業所の立地条件 事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供地域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できる立地であるか。
9 地域医療との連携 サービス提供にあたり、指導・助言を得られる医療機関等が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療等を行う医療機関・医師から指導・助言が得られるか。 ・医療依存度が高い利用者に対してサービスを提供する体制が整っているか。

Ⅲ 先進性、地域特性に応じた事業展開に対する評価	
選定基準項目	審査の着眼点
1 事業実績の活用 事業計画に、これまでの事業実績に基づく独自の運営手法等が認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで行ってきた事業から得た技術、知識等が当該事業に活かされているか。
2 事業の先進性 事業計画に、先駆的な取組み等の特色が認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス特性を捉えた特筆すべき取組みが計画に盛り込まれているか。 ・アピールポイントが明確に示されているか。
3 地域特性への対応 事業計画に、利用者個々のニーズに柔軟に対応するための取組みが認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性や希望、心情に配慮した柔軟なサービスが提供できる体制となっているか。 ・利用者のニーズを捉え、サービスに反映していく体制が担保されているか。
4 地域包括ケアシステムへの対応 事業計画に、地域包括ケアシステムに対応する取組みが認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの一員として、地域づくり、街づくりを担う意欲があるか。 ・地域との具体的な交流方法等が計画に盛り込まれているか。 ・地域資源を活用する事業計画となっているか。
Ⅳ その他	
選定基準項目	審査の着眼点
1 その他特記事項 I～Ⅲ以外に、評価すべき内容が認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に、選定基準に掲げる項目以外の評価すべき要素があるか。